

## 益城町地域公共交通会議設置要項

### (設置)

第1条 益城町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、本町における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「益城町地域公共交通網形成計画」（以下「交通網形成計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに交通網形成計画の実施に係る連絡調整を行う。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

### (組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱した25人以内をもって組織する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者

- (6) 一般社団法人熊本県バス協会が指名する者
- (7) 一般社団法人熊本県タクシー協会が指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 道路管理者
- (11) 熊本県御船警察署
- (12) 学識経験者
- (13) 交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、その他交通会議が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名するものをもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議長は、会長が行う。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、益城町企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第8条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初の交通会議の招集は、町長が行う。
- 3 この要項の施行後、最初の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月31日告示第47号）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。